誓約書

足利市下水道排水設備指定工事店規程(令和元年12月20日公管規程第13号)第4条又は第6条の申請にあたり、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1. 申請業者が破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者である。
- 2. 申請業者が責任技術者として下水道法(昭和33年4月24日法律第79号) 第5章の規定による懲役若しくは罰金の処分又は足利市下水道条例(昭和5 1年10月7日条例第37号)第7章の規定による過料の処分を受けてから 2年を経過していない。
- 3. 申請業者が指定工事店としてその指定を取り消されてから2年を経過していない。
- 4. 申請業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある。
- 5. 申請業者が精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない。
- 6. 申請業者が法人であって、その役員のうちに上記1から5までのいずれかに 該当する者がいる。

以上

年 月 日

申	商号	
請業	住所・代表者氏名	
者	営業所所在地	